

# システム開発（変更）計画書

子育て支援課

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金システム

1	開発システム名（ <b>新規</b> ・変更）	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金システム
2	目的	令和3年度に国がコロナ対策として実施する「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給を行うため、システムを構築するもの。
3	開発システム概要	別紙のとおり。
4	現状・問題点及び開発の必要性	本給付金は、住民情報、税情報、児童手当・特別児童扶養手当受給資格などの情報を組み合わせて、対象者を特定し、通知書作成、振込データ作成、その後の重複支給を防ぐための支給管理等を行う必要があり、早期にかつ正確に支給を行うためシステム開発が必要となる。
5	記録項目	住所、氏名、性別、生年月日、個人番号、家族情報（配偶者、養育児童）、市民税情報、児童手当及び特別児童扶養手当の受給資格、振込口座
6	出力帳票	支給事前通知書、返戻通知書、却下通知書、決定通知書
7	開発の効果	早期にかつ正確に支給を行うことが可能になる。
8	外部への資料提供	なし
9	非開示事項	なし
10	委託処理	なし
11	管理責任者	子育て支援課課長 民谷 有弘
12	実務責任者	子育て支援課手当・医療係長 加藤 貴久

## 個人情報取扱意見照会書

令和3年 月 日

宇部市個人情報保護対策審議会長 様

（実施機関名）

宇部市長 篠崎 圭二

宇部市個人情報保護条例施行規則第十条第一項の規定により、下記のとおり意見を求めます。

### 記

実施機関名	宇部市	担当課	子育て支援課
区分	1 個人情報の収集    2 個人情報の提供		
個人情報取扱事務の名称及び概要	（名称） 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金システム開発 （概要） 令和3年度に国がコロナ対策として実施する「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給を行うため、システムを構築するもの。		
対象となる個人情報	住所、氏名、性別、生年月日、個人番号、家族情報（配偶者、養育児童）、市民税情報、児童手当及び特別児童扶養手当の受給資格、振込口座		
収集又は提供しようとする理由	対象者を特定し、給付金を支給するため。		
提供しようとする場合はその提供先	なし		
備考	本給付金は「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和3年法律第38号）第10条の規定における「特定公的給付」に指定されており、地方税情報、児童手当情報、特別児童扶養手当情報、児童扶養手当情報を取得・利用することが可能となります。また、支給要件の判定に必要な情報等を個人番号を利用して管理することができます。		

# 子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)概要

## 制度内容

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

## 支給対象者

- ・基準日（令和3年3月31日）時点で、18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母等。
- ・上記を満たし、令和3年度分の住民税（均等割）が非課税である者（令和2年の所得によって決定）  
又は令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった者。

## システムによる支給対象者決定

### 支給対象者自動判定（積極支給分）

令和3年度4月分児童手当受給者

令和3年度4月特別児童扶養手当受給者

受給者  
非課税判定

給付対象  
児童を抽出

※児手・特児の  
重複分は調整

ひとり親世帯分支給済み児童を除外

積極支給

= 支給する旨を対象者に通知後、一定期間内に受給拒否届出がなければ振込（≒申請不要）

### 申請情報入力（要申請分）

15歳年度末経過後の児童のみ養育する者など

令和3年1月1日以降の家計急変者

※本体システムでは家計急変者の自動判定は行いません。

受給者  
非課税判定

※支給済児童を除く

申請に基づき支給

# 子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)概要

「子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)システム」で実装予定の機能と業務の流れは以下の通りです。



# システム機能概要

## 【主な機能】

支給対象者決定機能、口座情報紐づけ機能、支給対象者管理、決定通知書出力、支給事前通知書出力、口座振込データ作成、共通支給台帳作成、統計情報作成

### <対象者決定機能>

住基情報、税情報、児童手当情報、特別児童扶養手当情報から支給対象者を抽出します。  
抽出された対象者から「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親)」を支給済みのデータを対象外と判定します。

### <口座情報紐づけ機能>

児童手当、特別児童扶養手当データから支給対象者の給付金振り込み口座を紐づけます。

## 【主な帳票】

決定通知書、返戻書、却下通知書、支給事前通知書

## 【想定される入力作業】

- ・特別児童扶養手当情報をデータ管理していない場合、18歳以上20未満の障害児を支給対象者として入力
- ・「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親)支給済データ」を管理していない場合、対象者を支給対象外に更新
- ・児童手当を受給していない非課税世帯（16歳以上児童等）の申請情報を入力
- ・児童手当、特別児童扶養手当の口座情報が紐づかない支給対象者（16歳以上児童等）の口座情報を入力
- ・家計急変世帯の申請情報を入力